

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物に係る認定を次のとおり行いました。

その関係図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において一般の縦覧に供します。

平成二十七年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 認定番号

建第五九一―一

二 認定年月日

平成二十七年六月十六日

三 一団地の区域

桜井市大字東新堂四八五番一の一部、四八六番一、四八七番一、四八八番一、四九〇番一、四九一番一、四九二番一、四九三番一、四九四番一、四九五番一、四九六番一、四九七番一、四九八番一、四九九番一、五〇〇番一、五〇一番一、五〇二番一、五〇三番一、五〇四番一、五〇五番一、五〇六番一、五〇七番一、五〇八番一、五〇九番一、五一〇番一の一部、七〇〇番一、七〇一番一、七〇二番一及び七〇三番一